

3 研修に係る運営の適正化

(1) 研修施設における調達等の適正化

勸 告	説明図表番号
<p>【背景事情等】</p> <p>研修施設における調達については、「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議」の申合せ（平成 18 年 2 月及び 19 年 11 月）、「行政効率化推進計画」（平成 16 年 6 月 15 日行政効率化関係省庁連絡会議。平成 20 年 12 月 26 日改定）等に基づき、競争性のない随意契約から一般競争契約への移行、一括調達の推進などについて各府省で取り組んできたところであるが、現下の極めて厳しい財政状況を勘案すると、更なる徹底が求められている。</p> <p>また、役務契約により施設運営を外部の者に行わせる場合は、国の支出を抑える観点から、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）に基づく使用許可の検討が必要であり、さらに宿泊施設の使用許可について検討するに当たっては、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（昭和 33 年 1 月 7 日付け蔵管第 1 号大蔵省管財局長通知）により、福利厚生事業の実施目的であることのみをもって、無償使用とするのではなく、有償による使用収益により、その目的を達することができないかの検討が不可欠であるとされている。</p>	<p>表 3 - (1) - ①</p> <p>表 3 - (1) - ②</p>
<p>【調査結果】</p> <p>今回、12 府省 121 研修施設における役務・物品等の調達の実施状況等を調査した結果、以下のとおり、改善の余地のあるものがみられた。</p> <p>ア 公募による有償の使用許可等への移行</p> <p>国立保健医療科学院では、平成 14 年に現在地に移転以来、同学院が所有する宿泊施設の運営について、無償の運營業務委託契約を厚生労働省所管の公益法人である財団法人公衆衛生振興会と随意契約で締結している（注）。</p> <p>（注） 財団法人公衆衛生振興会は、国立保健医療科学院の宿泊施設を運営することを主たる目的として設立された公益法人であり、同法人が受講者から宿泊料を徴収し、その料金で運営する内容の委託契約を永年にわたり随意契約で締結している。平成 20 年度の宿泊料収入は 48,183 千円となっている。</p> <p>宿泊施設の運営を外部の者に行わせる場合は、国庫に使用料が入る有償の使用許可等への移行を検討することが必要であるものの、国立保健医療科学院では、これまでその検討を行っていない。当該契約による運営で財団法人が十分な収益を上げていることを踏まえると、公募での有償の使用許可等、競争性の高い方式への移行が可能と考えられる。</p>	<p>表 3 - (1) - ③</p>
<p>イ 一般競争契約への移行</p> <p>関東農政局土地改良技術事務所では、平成 17 年度以前から研修用宿泊施設兼独身者用宿舍（以下「寮」という。）の清掃請負契約及び家政業務請負契約並びに寮に隣接した本庁舎の清掃業務契約の各契約を別々に少額随意契約として締結している（平成 21 年度の契約金額の総額 3,114 千円）。これらは、</p>	<p>表 3 - (1) - ④</p>

役務の内容が同じであるため、契約を一括することで一般競争入札に付すことが可能と考えられる。

ウ 経費の節減を要するもの

今回、宿泊施設を設置している 12 府省 87 研修施設について、受講者の宿泊用の居室におけるテレビの設置状況を調査した結果、各居室にテレビを設置していない宿泊施設は 10 府省 83 研修施設 (95.4%) となっており、ほとんどの研修施設の宿泊施設では各居室にテレビを設置していない。

一方、沖縄総合事務局研修所、法務総合研究所浦安総合センター、外務省研修所及び国土技術政策総合研究所研修センターでは、それぞれ調査時において各居室にテレビを 19 台、410 台、80 台及び 38 台設置しており、NHK 受信料が 1 台当たり 7,455 円 (12 か月前払の地上契約。沖縄県は 6,640 円) となっている。

しかし、①ほとんどの研修施設において各居室にテレビは設置されていないこと、②テレビ 1 台ごとに NHK 受信料等の継続的な維持管理経費が必要であることなどを踏まえると、現在も各居室に設置されているテレビについては、処分又はその維持管理に国費の支出を要さない運用を行うことが必要と考えられる。

【所見】

したがって、関係府省は、契約の適正化及び予算の効率的な執行を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 国立保健医療科学院の宿泊施設に係る運營業務については、公募による国有財産の有償の使用許可等に移行すること。(厚生労働省)
- ② 分割発注により少額随意契約としている清掃業務については、一括発注することで一般競争契約へ移行すること。(農林水産省)
- ③ 宿泊施設の各居室に設置されているテレビについては、処分等すること。(内閣府、法務省、外務省)

表 3 - (1) - ⑤

○ 公共調達の適正化に向けた取り組みについて（平成18年2月24日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議）＜抜粋＞

2. 公共工事以外の入札契約の改善

公共調達のうち、公共工事以外の入札を実施するに当たっては、下記によるものとする。

(1) 一般競争入札の適切な実施

入札による場合においては、原則として、一般競争入札によることとする。また、予算決算及び会計令第73条の入札参加資格は競争を適正かつ合理的に行うため必要なものに限られること、また、仕様書の作成においても競争を事実上制限するような内容とならないよう十分留意する。

○ 随意契約の適正化の一層の推進について（平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議）＜抜粋＞

1. 「随意契約見直し計画」の厳正な実施の徹底

○ 各府省における随意契約の見直しが厳正に実施されるよう、それぞれの「随意契約見直し計画」に基づく各般の措置について、

イ. 一般競争入札、公募・企画競争など競争性のある契約形態への移行に際し、契約の内容に応じた適切な競争的手続きが適用されているか

ロ. 移行後の契約形態において、制限的な応募条件等を設定することにより競争性の発現を阻害していないか

ハ. 引き続き随意契約により契約を行うこととされたものについて、法令等に照らし適正に執行されているか

ニ. 特に、所管の公益法人との間で引き続き随意契約により契約を行うこととされたものについて、その執行に当たり十分な注意が払われているか

等の観点から適切に点検し、公募等における応募要件の緩和、より競争性の高い契約方式への移行などの必要な措置を講じるものとする。

○ 行政効率化推進計画（平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議。平成20年12月26日改定）＜抜粋＞

2. 主要な取組

各府省は、各々所管する行政の特性を踏まえつつ作成した、別添の各府省別行政効率化推進計画に基づき、行政効率化を推進する。

関係府省に共通する主要な取組を整理すると、以下のとおりである。

(2) 公共調達の効率化

1 一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充等

② 公共工事以外

・ 公共調達のうち、公共工事以外の入札を実施する場合には、原則として、一般

表3-(1)-② 国有財産の使用許可に関する規定

○ 国有財産法（昭和23年法律第73号）〈抜粋〉

（処分等の制限）

第18条（略）

2～5（略）

6 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。

7・8（略）

（準用規定）

第19条 第21条から第25条まで（前条第2項第5号又は第6号の規定により地上権又は地役権を設定する場合にあつては第21条及び第23条を除き、前条第6項の規定により使用又は収益を許可する場合にあつては第21条第1項第2号を除く。）の規定は、前条第2項第1号から第4号までの貸付け、同項第5号の地上権若しくは同項第6号の地役権の設定、同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の貸付け又は同条第6項の許可により行政財産の使用又は収益をさせる場合について準用する。

○ 行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について（昭和33年1月7日付け蔵管第1号）〈抜粋〉

第1節 共通事項

第1 使用収益させる場合の判断基準

国有財産法（昭和23年法律第73号。以下「法」という。）第18条第2項及び第6項に規定する「その用途又は目的を妨げない限度」とは、以下の各項のいずれにも該当しないことを指し、これらに該当しない場合には、使用又は収益（以下「使用収益」という。）させることができる。

- 1 国の事務、事業の遂行に支障の生じるおそれがあること
- 2 行政財産の管理上支障が生じるおそれがあること
- 3 行政財産の公共性、公益性に反する以下の事項
 - (1) 公序良俗に反し、社会通念上不適當であること
 - (2) 特定の個人、団体、企業の活動を行政の中立性を阻害して支援することとなること
 - (3) 上記のほか、使用収益により公共性、公益性を損なうおそれがあること
- 4 その他行政財産の用途又は目的を妨げるおそれがあること

第3 使用収益させる場合の留意事項

- 2 無償又は減額により使用収益させるに当たっては、無償又は減額使用の根拠となる法律の趣旨に照らして、無償又は減額使用の必要性を十分検討することとする。

例えば、福利厚生事業の実施目的であることのみをもって、国家公務員共済組合に無償使用とするのではなく、有償による使用収益により、その目的を達することができないかの検討が不可欠である。

競争入札によることとし、各府省ごとに一般競争入札による調達の割合（競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合）を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。

- ・ 事務の省力化、契約の公正性の確保及びコストの削減を図る観点から、次により、物品、役務等の一括調達の推進等を図る。

ウ 庁舎の維持・管理に係る役務契約において、複数の随意契約を一括することにより一般競争入札に付することができるものについては、一括し、一般競争入札に付すよう徹底する。

エ 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約に関し、次の取組を行う。

- ・ 合同庁舎の共用部分と専用部分の維持・管理に共通する役務又は物品について、共用部分については合同庁舎の管理官署が、専用部分については入居官署がそれぞれ調達している場合には、合同庁舎の管理官署及び入居官署は、共用部分と専用部分の当該役務又は物品の一括調達を推進する。特に清掃業務及び蛍光灯類は、全ての合同庁舎で一括調達する。

5 随意契約の見直し等

① 随意契約の見直し

- ・ 各府省は、随意契約について、各府省が策定した「随意契約見直し計画」に沿って、競争性の高い契約方式に速やかに移行する。移行に当たっては、原則として一般競争入札に移行し、それが困難な場合に限り、企画競争などの競争性のある随意契約とする。平成20年度以降、競争性のない随意契約とした契約については、契約内容、競争性のある契約方式への移行年限、移行困難な場合にはその理由等を公表する。

② 随意契約の適切な運用

- ・ 各府省において見直された随意契約に係る決裁体制により、所管公益法人等との間で随意契約を行う場合にあつては、契約権限が各部局等に委任されている場合であっても、必ず官房会計課等により、随意契約によることとした理由その他についての審査・決裁を経る。

(注) 下線は当省が付した。

表3-(1)-③

件名	宿泊施設の運営管理について、永年にわたり所管公益法人と随意契約しているもの
研修施設名	国立保健医療科学院
所在地	埼玉県和光市南2-3-6
設置根拠	厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第135条
主な研修対象者	国及び地方公共団体において保健医療、生活衛生及びこれらに関連する社会福祉に係る業務に従事している職員
定員	120人
<p>[説明]</p> <p>厚生労働省国立保健医療科学院（以下「学院」という。）は、保健医療事業、生活衛生、社会福祉事業に係る職員等に対する教育訓練事業を行っており、長期研修のための寄宿舎を所有しているが、当該寄宿舎の運営管理については財団法人公衆衛生振興会（以下「振興会」という。）と委託契約（注）を締結し振興会に委託している。</p> <p>（注） 振興会は、学院の宿泊施設を運営することを主たる目的として設立された公益法人であり、振興会が受講者から宿泊料を徴収し、その料金を運営する内容の委託契約を永年にわたり随意契約で締結している。平成20年度の宿泊料収入は48,183千円となっている。</p> <p>平成14年4月に学院が現在の所在地に移転して以降、1年ごとに委託契約の更新を行っているが、入札公募などを行わず自動更新しており、事実上、振興会が独占的に受注している状態であるため、厚生労働省は当該施設の運営管理業務について、公募による国有財産の有償の使用許可等へ移行する余地があると考えられる。</p> <p>1 研修施設の概況</p> <p>学院は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第135条に基づき、施設等機関として本省に置かれている。学院の所掌事務については、同令第138条において、i）保健医療事業又は生活衛生に係る職員その他これに類する者の養成及び訓練、ii）社会福祉事業に係る職員その他これに類する者の養成及び訓練等とされており、これに基づき教育訓練事業を実施している。</p> <p>学院では、地方公共団体等から派遣された長期間の研修の受講生が宿泊する施設として寄宿舎棟を設置しており（表1参照）、寄宿舎に関する運営管理については、「国立保健医療科学院寄宿舎規程」（平成14年4月1日院長伺定）及び「国立保健医療科学院寄宿舎運営管理細則」（平成14年4月1日院長伺定）を定め、これに基づき行うこととしている。</p> <p>2 寄宿舎の運営管理業務の委託状況</p> <p>学院では、国立保健医療科学院寄宿舎規程第2条第3項の規定に基づき、寄宿舎の運営管理業務を、厚生労働省所管の公益法人である振興会に委託している。委託契約は、平成14年4月に学院が現在の所在地に移転して以降、1年ごとに入札公募などを行わず自動更新しているため、事実上、振興会が独占的に受注している状態である。</p>	

[参考] 振興会の概要

事項	概要
法人名	財団法人公衆衛生振興会
事務所所在地	埼玉県和光市本町 2-6 レインボープラザ 4 階 409 号室
事業所	埼玉県和光市南 2-3-6 国立保健医療科学院内
設立時期等	昭和 56 年 5 月 20 日（当時の国立公衆衛生院の教育訓練事業に協力することを目的として厚生大臣の許可を得て設立）
寄付行為における設立目的	国及び地方公共団体における公衆衛生従事者等の教育機関である国立保健医療科学院の教育訓練事業に協力し、併せて同院の学生の福利の増進に資するとともに、わが国の公衆衛生等の水準の向上に貢献し国民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。
事業内容	(1) 国立保健医療科学院の学生に対する奨学金の貸与、研究奨学金及び研究助成金の支給 (2) 国立保健医療科学院の教育訓練事業に対する協力 (3) <u>国立保健医療科学院との委託契約による寄宿舎の運営管理等</u> 、学生に係る便宜供与その他福利増進 (4) 公衆衛生に関する知識と技能の普及 (5) 公衆衛生に関する情報の収集及び提供 等

(注) 振興会の公表資料を基に当省が作成した。

委託業務の内容は、振興会が寄宿舎の利用申込みの受付、寄宿舎の運営管理業務等を行うものであり、振興会の職員 1 人が常勤で業務に従事しているが、清掃及び警備業務については他の業者に対して再委託している。また、本委託契約に伴い学院が負担するのは、基本料相当分の光熱水料費、各所修繕に必要な経費等一部の費用であり、寄宿舎の運営管理のために振興会から派遣されている職員 1 人の人件費等については、受講生の寄宿舎利用料により充当するものとなっている。

しかし、振興会の態様をみると、

- ① 平成 20 年度事業収入の 9 割強が宿舍収入であること（事業収入 50,508 千円に対して宿舍収入は 48,183 千円）
- ② 非常勤役員 9 人、職員 2 人の体制であり、うち 1 人は寄宿舎に常駐していることから、事実上、振興会は寄宿舎運営管理業務を行うことで成り立っている法人となっており、このような法人に随意契約で運営管理業務を委託していることは公共調達の方法として競争性を欠き不適切であると考えられる。

効果	所管公益法人が独占的に受注している現状を解消できる。
----	----------------------------

表 3 - (1) - ④

件名	清掃業務等について、庁舎及び宿泊施設のそれぞれで少額随意契約を締結しているもの
研修施設名	関東農政局土地改良技術事務所
所在地	埼玉県川口市南町 2 - 5 - 3
設置根拠	農林水産省組織規則（平成 13 年農林水産省令第 1 号）第 285 条
主な研修対象者	農業土木技術者
定員	2 人

[説明]

関東農政局土地改良技術事務所（以下「技術事務所」という。）は、研修のための宿泊施設と技術事務所職員の職員宿舎が一体となった施設（以下「宿泊等施設」という。）を技術事務所に隣接して設置しているが、技術事務所庁舎及び宿泊等施設について別々に清掃業務のための請負契約を随意契約で締結している。これらは役務の内容が同じであるため、一括発注することで一般競争入札に付すことが可能と考えられる。

1 研修施設の概況

技術事務所は、農林水産省組織規則（平成 13 年農林水産省令第 1 号）第 285 条第 6 項により、技術基準に関する研修を実施することとされており、農業農村整備事業がより効率的に行われるよう、新技術・高度技術の普及・指導等を国の職員だけでなく地方公共団体の職員等に対して研修を行っているが、これらの研修受講者のために宿泊等施設を設置している。

宿泊等施設は、鉄筋コンクリート 2 階建て（建て面積 325 m²、延べ床面積 642 m²）で、1 階部分が技術事務所職員の宿舎（5 室）及び食堂、2 階部分が研修受講者のための宿泊施設（12 室）などとなっている。

2 契約の現況

技術事務所は、技術事務所庁舎及び宿泊等施設の維持管理のため、次のとおり、技術事務所庁舎の清掃業務、宿泊等施設の清掃業務及び家政業務の請負契約を締結している。

表 請負契約締結状況

(単位：円、人)

区分	件名	請負金額	業務内容	人数	勤務時間
宿泊施設	合宿舎清掃業務	510,000	宿泊等施設 2 階部分の清掃	1	9 時から 12 時 30 分まで
	合宿舎家政業務	972,000	①施設の清掃（1 階部分） ②施設利用者の炊飯、給食作業（炊飯、給食に要する材料購入を含む） ③保健衛生（浴場、台所、便所等の管理・清掃） ④火災の予防（台所の管理） ⑤その他の家政業務	1	記載なし ただし、次の時間帯までに準備を行うこととされている。 ・朝食（8 時から 8 時 30 分まで） ・夕食（18 時から 20 時まで）

					・浴場（18時から21時まで）
技術事務所	庁舎清掃業務	816,000	本庁舎の清掃	1	7時から11時まで
	庁舎清掃業務	816,000	本庁舎の清掃	1	7時から11時まで
	計	3,114,000			

(注) 1 本表は、関東農政局土地改良技術事務所の請負契約書を基に当省が作成した。

2 勤務日は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く日とする契約となっている。

清掃業務のための契約の内容をみると、清掃業務を完了させるまでではなく、毎日、決められた時間、清掃を行うこととなっており、特に宿泊等施設の清掃業務については、業務場所が相当に限定されている上、受講者がいない期間も同様の業務が求められているが、毎日一定時間に清掃を行う必要はないと考えられる。

これらの契約は、実施場所が隣接しており、それぞれの業務内容が同一であること、請負契約の合計金額が311万円と100万円以上であるため競争入札の対象とし得ることから、これらの契約を取りまとめて一般競争契約とすることが可能であると考えられる。

効果	清掃業務については、一般競争契約へ移行するとともに、毎日一定時間に清掃を行う必要はないと考えられることから、契約内容を見直すことでより安価な契約が期待できる。
----	---

表3-(1)-⑤ 宿泊施設の各居室にテレビを設置しているもの

(単位：台、円)

府省名	研修施設名	設置台数	1台当たりのNHK受信料	備考
内閣府	沖縄総合事務局研修所	19	6,640	
法務省	法務総合研究所浦安総合センター	410	7,455	
外務省	外務省研修所	80	7,455	
国土交通省	国土技術政策総合研究所研修センター	38	7,455	当省の調査途上において、既にテレビを処分している。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「設置台数」欄は、宿泊施設の各居室に設置しているテレビの台数を示す。

3 「1台当たりのNHK受信料」欄は、地上契約を12か月前払いした場合の価格を示す。

(2) 食堂施設の運営の適正化

勸告	説明図表番号
<p>【背景事情等】</p> <p>(食堂の運営方法)</p> <p>研修施設の中には、研修期間中の受講者の生活支援のために食堂を設置するものがあるが、その運営方法は、国有財産法に基づく国有財産の使用許可を与えて運営をゆだねる方法、無償又は有償の業務委託契約を締結して運営をゆだねる方法、職員を配置して自らが直接運営する方法（以下「直営」という。）など様々である。</p> <p>(運営方法の検討)</p> <p>食堂の運営に関しては、「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」（平成 22 年 5 月 6 日付け総務省行政管理局長から各府省官房長あて事務連絡）により、独立行政法人に対して「食堂の運営費・業務委託費、食券交付等の食事補助の支出を速やかに廃止すること」を要請するとされていることから、研修施設においても同様の措置を講ずるべきであり、食堂運営の必要性の検証や運営方法の検討等不断の見直しを行うことにより、国費の支出を極力抑えることが重要となっている。</p>	<p>表 3 - (1) - ②</p> <p>表 3 - (2) - ①</p>
<p>【調査結果】</p> <p>今回調査した 12 府省 121 研修施設の中には、食堂施設を設置しているものが 12 府省 77 研修施設みられ、これらの食堂施設の平成 21 年度の運営状況等を調査した結果、研修施設周辺の食堂や仕出し弁当を利用させることとして食堂の運営を取りやめたものが 6 府省 15 研修施設 (19.5%) みられた。また、民間業者に食堂施設の使用許可を与えたり、食堂の売上金を食堂運営に係る経費に充当させることとする業務委託契約を締結するなど、食堂施設において食事を提供する業務（以下「食堂業務」という。）に国費の支出を行わないようにしているものが 9 府省 38 研修施設 (49.4%) みられた。</p>	<p>表 3 - (2) - ②、③</p>
<p>なお、これら 9 府省 38 研修施設のほかに、平成 21 年度末まで直営で食堂業務を行っていたが、食堂に配置していた職員が退職したことに伴い、22 年度から、民間業者に食堂施設の使用許可を与え、食堂業務に国費の支出を要しない方法に変更したものもみられた。</p> <p>一方、食堂施設を設置している研修施設の中には、次のとおり、食堂業務に国費を支出しているものが 6 府省 24 研修施設 (31.2%) みられた。</p>	<p>表 3 - (2) - ④</p>
<p>ア 民間業者と食堂業務の委託契約を締結するなどにより、委託費等を支出している。【3 府省 9 研修施設（関東農政局土地改良技術事務所等）】</p>	<p>表 3 - (2) - ⑤</p>
<p>イ 職員を配置して直営で食堂業務を行っている。【5 府省 15 研修施設（東北地方整備局東北技術事務所等）】</p>	<p>表 3 - (2) - ⑥</p>
<p>食堂の運営については、直営で実施していた食堂業務を民間業者に食堂施設の使用許可を与えて行わせる方法に改めたり、食堂の運営自体を取りやめたり</p>	<p>表 3 - (2) - ⑦</p>

するなどの工夫をしている例もみられることから、現在も食堂業務に国費を支出している研修施設においては、これらの方法を参考として、食堂業務の必要性の検証、運営方法の見直しを行い、国費の支出を要しない方法に移行する必要があると考えられる。

【所見】

したがって、関係府省は、研修施設における食堂に係る予算執行の効率化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 食堂業務に委託費等を支出している研修施設については、食堂施設の使用許可に変更するなど、国費の支出を要しない方法に移行すること。（総務省、農林水産省、国土交通省）
- ② 食堂業務を直営で実施している研修施設については、職員の再配置などを積極的に推進し、国費の支出を要しない方法に移行すること。（内閣府、国家公安委員会（警察庁）、農林水産省、国土交通省）

○ 独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて

事 務 連 絡

平成22年5月6日

各府省官房長 各位

総務省行政管理局長

独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて

独立行政法人制度については、日頃よりご理解、ご協力いただきありがとうございます。

独立行政法人の法定外福利厚生費については、これまでもレクリエーション経費の支出の見直し、食事補助手当の支出の見直し、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の意見等を踏まえた法定外福利費の支出の見直しを要請してきたところです。

3月29日の参・決算委員会においても、法人の食事補助の支出、互助組織への支出、レクリエーション経費の支出といった国民の理解が得られないような支出については廃止すべきとの議論が行われたところです。このような独立行政法人の法定外福利厚生費の支出への批判や独立行政法人が公的主体と位置付けられていることや財政支出を受けていることを踏まえ、各府省においては、貴管下の独立行政法人に対し、法定外福利厚生費の支出について、以下のとおり、要請していただくようお願いいたします。

- ① 法人の互助組織への支出を速やかに廃止すること、
- ② 食堂の運営費・業務委託費、食券交付等の食事補助の支出を速やかに廃止すること、
- ③ 入学祝金、結婚記念祝金などのその他の支出についても、国や他法人で支出されていないものと同様の支出については原則廃止するなど、国民の理解を得られるよう速やかに見直しを行うこと

(注) 下線は当省が付した。

表3-2-2 研修施設における食堂施設の運営状況（平成21年度）

（単位：研修施設、％）

食堂施設を設置している研修施設	食堂施設の運営を取りやめた研修施設	食堂施設を運営している研修施設				
			食堂業務に国費の支出を要する方法			直接運営しているもの
			食堂業務に国費の支出を要しない方法で運営しているもの	委託費等を支出しているもの	直接運営しているもの	
77 (100)	15 (19.5)	62 (※80.5)	38 (49.4)	24 (31.2)	9 (11.7)	15 (19.5)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内には食堂施設を設置している研修施設に対する割合を記載しているが、※は四捨五入の関係で右欄とは合計が一致しない。

（単位：研修施設）

府省名	研修施設名	食堂施設の運営を取りやめた研修施設	食堂の運営形態等			備考
			食堂業務に国費の支出を要しない方法で運営しているもの	委託費等を支出しているもの	直接運営しているもの	
内閣府	沖縄総合事務局研修所				○	
警察庁	警察大学校		○			
	科学警察研究所法科学研修所		○			
	皇宮警察本部皇宮警察学校	○				
	東北管区警察学校				○	
	関東管区警察学校				○	
	中部管区警察学校				○	
	近畿管区警察学校		○			
	中国管区警察学校		○			
	九州管区警察学校				○	
総務省	自治大学校		○			
	情報通信政策研究所			○		
	統計研修所	○				
	消防大学校		○			
法務省	法務総合研究所浦安総合センター		○			
	法務総合研究所札幌支所	○				
	法務総合研究所仙台支所		○			
	法務総合研究所名古屋支所		○			
	法務総合研究所高松支所	○				
	法務総合研究所福岡支所		○			
	矯正研修所		○			
	矯正研修所札幌支所		○			
	矯正研修所仙台支所		○			
	矯正研修所東京支所	○				
	矯正研修所名古屋支所		○			
	矯正研修所大阪支所		○			
	矯正研修所広島支所	○				
	矯正研修所高松支所	○				
矯正研修所福岡支所		○				
公安調査庁研修所	○					

府省名	研修施設名	食 堂 の 取 り 設	食堂の運営形態等			備考
			設 を め 施 運 り 研 修	食 堂 業 務 に 出 い 營 も の 支 な い 運 る の 費 支 て も の 支 出 の 費 支 て も の 支 出 の 費	委 託 費 支 て も の 支 出 の 費	
外務省	外務省研修所	○				
財務省	財務総合政策研究所		○			
	会計センター		○			
	税関研修所		○			
	税務大学校		○			
	税務大学校札幌研修所		○			
	税務大学校仙台研修所		○			
	税務大学校関東信越研修所		○			
	税務大学校東京研修所		○			
	税務大学校名古屋研修所		○			
	税務大学校大阪研修所		○			
	税務大学校広島研修所		○			
	税務大学校熊本研修所		○			
厚生労働省	国立保健医療科学院		○			
	国立児童自立支援施設国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所	○				
	国立知的障害児施設国立秩父学園附属保護指導職員養成所	○				
農林水産省	植物防疫所研修センター		○			
	農林水産研修所		○			
	農林水産研修所つくば館水戸ほ場	○				
	関東農政局土地改良技術事務所			○		
	九州農政局土地改良技術事務所				○	
	森林技術総合研修所			○		
	森林技術総合研修所林業機械化センター			○		山間へき地に所在しており、食堂等の食事提供施設が無い。
経済産業省	経済産業研修所		○			
国土交通省	国土技術政策総合研究所研修センター	○				
	国土交通大学校				○	平成21年度まで直営で食堂業務を行っていたが、22年度から民間業者に食堂施設の使用許可を与えた。
	国土交通大学校柏研修センター		○			
	航空保安大学校		○			
	航空保安大学校岩沼研修センター		○			
	東北地方整備局東北技術事務所				○	

表3-(2)-③

件名	全寮制であるが食堂の運営を取りやめた例	
研修施設名	矯正研修所東京支所	矯正研修所高松支所
所在地	東京都中野区新井3-37-3	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎
設置根拠	法務省組織令(平成12年政令第248号)第63条、矯正研修所組織規則(平成13年法務省令第8号)第6条	
主な研修対象者	東京矯正管区所管の矯正施設に勤務する職員	高松矯正管区所管の矯正施設に勤務する職員
定員	5人	2人
<p>[説明]</p> <p>法務省矯正研修所(以下「矯正研修所」という。)の各支所では、合宿形式による研修を実施しているが、矯正研修所東京支所(以下「東京支所」という。)及び矯正研修所高松支所(以下「高松支所」という。)においては、食堂施設はあるものの、食堂施設を利用した食堂の運営は行っていない。</p> <p>1 矯正研修所の支所の研修の実施状況</p> <p>矯正研修所の各支所では、法務省設置法(平成11年法律第93号)、法務省組織令(平成12年政令第248号)及び矯正研修所組織規則(平成13年法務省令第8号)に基づき、矯正管区所管の矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院等)に勤務する職員に対して、職務上必要な学術や技能を習得させるための研修を合宿形式により実施している。</p> <p>合宿形式により研修を実施する理由について、矯正研修所では、点検礼式や集団行動訓練などを通じての生活指導が訓練に直結しており、特に新たに刑務官等に採用された者に対し、刑務官等として必要な知識及び技能を習得させるための基礎的な教育及び訓練を行う「刑務官等初等科」は、昼夜を問わず生活指導を行い全員が集団生活を行う必要があるためとしている。</p> <p>2 東京支所における研修時の食事の提供の状況</p> <p>東京支所では、東京矯正管区職員に対して、「刑務官等初等科」、「法務教官基礎科」、「法務技官基礎科」などの研修を行っており、1年間の受講者数の合計750人(平成21年度)に対し、合宿形式による研修を実施している。</p> <p>東京支所では、受講者のために食堂施設を設置しており、平成21年度まで民間事業者の使用許可を与えていたが、21年度に配管が故障し湯の供給ができなくなった。東京支所については、平成25年度に東京都立川市に建設予定である国際法務総合センターへの入居が予定されていることから、移転までの3年間で見込まれる国有財産使用料収入(1,137千円(注))と配管修繕の見積金額(1,248千円)を比較した結果、後者の方が高額であったため、仕出し弁当を利用させることとして食堂施設の運営を取りやめた。</p> <p>(注)平成21年度の国有財産使用料(379千円)×3年=1,137千円</p> <p>3 高松支所における研修時の食事の提供の状況</p> <p>高松支所では、高松矯正管区職員に対して、「刑務官等初等科」、「法務教官基礎科」、「法務技官</p>		

基礎科」などを行っており、1年間の受講者数の合計249人（平成21年度）に対し、合宿形式による研修を実施している。

高松支所では、法務総合研究所高松支所と合同で宿泊施設を設置しており、この施設内に受講者のために食堂施設を設置しており、平成11年度までは直営で食堂を運営していたが、直営方式を改める際に応札する事業者がいなかったことから、研修施設周辺の食堂を利用させることとして食堂の運営を取りやめ、各受講者に個人的に対応させることとした。

効果

食堂の運営を取りやめることで、施設の維持管理経費について削減効果があった。

表3-(2)-④

件名	直営による食堂業務を見直し、民間事業者に食堂施設の使用許可を与えることとしたもの
研修施設名	国土交通大学校小平本校
所在地	東京都小平市喜平町2-2-1
設置根拠	国土交通省組織令（平成12年政令第255号）第199条
主な研修対象者	国土交通省職員、国土交通行政を担当する地方公共団体職員、独立行政法人職員等
定員	83人
<p>[説明]</p> <p>国土交通大学校小平本校（以下「本校」という。）では、平成21年度末までは直営で食堂施設において食事を提供する業務（以下「食堂業務」という。）を行っていたが、食堂に配置していた職員が退職したことに伴い、22年度から、民間業者に食堂施設の使用許可を与え、食堂業務に国費の支出を要しない方法に変更した。</p> <p>1 本校における研修の実施状況</p> <p>本校は、平成13年1月の中央省庁再編に伴い、建設大学校と運輸研修所が統合されて発足し、国土交通省組織令（平成12年政令第255号）第199条で「国土交通大学校は、国土交通省の職員その他の者に対し、国土交通省の所掌事務に関する研修（国土技術政策総合研究所及び航空保安大学校の所掌に係るものを除く。）を行うことをつかさどる」とされ、国土交通省の職員及び国土交通行政を担う地方公共団体等の職員を対象に、国土交通行政を担う人材育成のための総合課程（公務員としての総合的識見・行政能力向上のための研修（階層別研修等））、専門課程（国土交通行政に必要な専門的な知識・技術の付与、行政能力養成のための研修）、特別課程（新たな行政課題に即応した研修）を合宿形式で実施しており、1年間の受講者数の合計3,742人（平成21年度）がこれらの研修を受講している。</p> <p>2 本校における食堂業務の実施状況</p> <p>本校においては、平成21年度末までは、食堂業務を行うために職員（1人）を配置し、民間業者がその食堂業務の補助を行う形で食事を提供してきたが、この職員が21年度に退職したことに伴い、22年度から、民間業者に食堂施設の使用許可を与え、食堂業務に国費の支出を要しない方法に変更した。</p>	
効果	直営から民間業者に食堂施設の使用許可を与え、食堂業務に国費の支出を要しない方法に変更したことで、職員の人件費4,905千円が削減された。

表 3 - (2) - ⑤

件名	委託費等を支出して実施している食堂業務を国費の支出を要しない方法に移行することが必要と考えられる例
研修施設名	関東農政局土地改良技術事務所
所在地	埼玉県川口市南町 2 - 5 - 3
設置根拠	農林水産省組織規則（平成 13 年農林水産省令第 1 号）第 285 条
主な研修対象者	農業土木技術者
定員	2 人

〔説明〕

関東農政局土地改良技術事務所（以下「技術事務所」という。）は、研修の受講者及び技術事務所職員のための宿泊施設と職員宿舎が一体となった施設（以下「宿泊等施設」という。）を技術事務所に隣接して設置しており、宿泊等施設内に食堂を設けて請負契約者に食事の提供を行わせているが、i) 朝夕の食事の提供は請負契約者が行っているが、昼食は仕出し弁当を利用させていること、ii) 技術事務所周辺に食堂等が複数あることから、食堂施設の使用許可に変更するなど、国費の支出を要しない方法に移行する余地があると考えられる。

1 研修施設の概況

技術事務所は、農林水産省組織規則（平成 13 年農林水産省令第 1 号）第 285 条第 6 項により、技術基準に関する研修を実施することとされており、農業農村整備事業がより効率的に行われるよう、新技術・高度技術の普及・指導等を国の職員だけでなく地方公共団体の職員等に対して研修を行っており、これらの受講者のために宿泊等施設を設置している。

宿泊等施設は、鉄筋コンクリート 2 階建て（建て面積 325 m²、延べ床面積 642 m²）で、1 階部分が技術事務所職員の宿舎（5 室）及び食堂、2 階部分が受講者のための宿泊施設（12 室）などとなっている。

2 食堂の運営状況

技術事務所では、宿泊施設の清掃等を行う「合宿舎家政業務」の請負契約（以下「家政業務契約」という。）を締結しており、次の表のとおり、契約内容には研修施設の利用者の朝食・夕食の提供が含まれている。昼食の提供については契約内容に含まれていないが、これは、受講者に仕出し弁当を利用させることとしているためである。

表 請負契約の締結状況

契約件名	請負金額	業務内容	人数	勤務時間
合宿舎家政業務	972,000	①施設の清掃（1 階部分） ②施設利用者の炊飯、給食作業（炊飯、給食に要する材料購入を含む） ③保健衛生（浴場、台所、便所等の管理・清掃） ④火災の予防（台所の管理） ⑤その他の家政業務	1	記載なし ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き、次の時間帯までに準備を行うこととされている。 ・朝食（8 時から 8 時 30 分まで） ・夕食（18 時から 20 時まで） ・浴場（18 時から 21 時まで）

（注） 技術事務所の請負契約書を基に当省が作成した。

食事については、材料費として朝食 380 円、夕食 580 円を徴収し、請負契約者が材料の購入から調理・提供を行っている。

なお、食堂利用者には、独身宿舎の入居者は含まれていない。

技術事務所では、食堂の運営を取りやめたり、食堂施設の使用許可を与えるといった食堂業務に国費の支出を要しない方法を探らず、家政業務契約により請負費を支出する方法を採用している理由について、平成 17 年度から現在の方法としているが過去の経緯の詳細は承知していないとしている。

3 食堂の運営方法の見直し

以上のとおり、技術事務所では、研修の受講者及び技術事務所職員のための宿泊等施設内に設置した食堂施設における食堂業務について家政業務契約により国費を支出しているが、次のとおり、現在の方法により食堂を運営しなければならない必然性は乏しい状況となっている。

- i 朝夕の食事の提供については、請負契約者が行っているが、昼食は仕出し弁当を利用させており、食堂施設を運営しなくとも特段の支障が生じないと考えられる（他の施設では 3 食すべて仕出し弁当を利用させている例もみられる。）。
- ii 技術事務所周辺には食堂等があり、同じ施設内にある職員宿舎入居者に対しては食事を提供していないこと等からみて、研修での宿泊者にとっては宿泊施設内の食堂施設のみが唯一の食事をとる場所ではないと考えられる。

効果

食堂の廃止を含め見直した場合、家政業務契約における食事提供業務に係る請負額の削減が可能と考えられる。

表 3 - (2) - ⑥

件名	直営で実施している食堂業務を国費の支出を要しない方法に移行することが必要と考えられる例													
研修施設名	東北地方整備局東北技術事務所													
所在地	宮城県多賀城市桜木 3 丁目 6 - 1													
設置根拠	地方整備局組織規則（平成 13 年国土交通省令第 21 号）第 140 条第 1 項													
主な研修対象者	東北地方整備局職員													
定員	5 人													
<p>[説明]</p> <p>東北地方整備局東北技術事務所（以下「技術事務所」という。）では、隣接している研修施設で合宿形式による研修を行っており、受講者の生活支援のために職員を配置して直営で食堂業務を行っているが、国費の支出を要しない方法に移行する余地があると考えられる。</p> <p>1 研修施設の概況</p> <p>技術事務所では、東北地方整備局企画部、建設部、河川部及び道路部に関する建設機械に係る研修を合宿形式で行っており、研修施設を運営している。</p> <p>研修施設の運営については、次のとおりの体制で行っている。</p> <p>表 技術事務所研修施設における食堂施設の運営を行う職員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>主たる業務</th> <th>年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>調理</td> <td>57 歳</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>調理</td> <td>61 歳</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>調理（平成 21 年度末で退職）</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）1 技術事務所提出の資料を基に当省が作成した。 2 主たる業務の無い時期には、①次年度の給食業務に関する計画などの検討、②食堂施設のほか、研修棟、宿泊棟の清掃・補修、③研修所敷地の除草、外溝等の清掃作業を行っている。</p> <p>2 食堂施設の運営状況</p> <p>技術事務所においては食堂施設を運営しているが、i) 技術事務所で行われている研修については、いずれも 1 回の受講者は多くとも 50 人程度であり、研修期間も 1 週間未満の短期間であるため、大量の食事を用意する必要がないこと、ii) 技術事務所周辺に食堂等が複数あり、この食堂施設のみが唯一の食事をとる場所ではないと考えられること、iii) 他の施設では 3 食すべて仕出し弁当を利用させている例もみられることから、国費の支出を要しない方法に移行する必要があると考えられる。</p>			職員	主たる業務	年齢	A	調理	57 歳	B	調理	61 歳	C	調理（平成 21 年度末で退職）	—
職員	主たる業務	年齢												
A	調理	57 歳												
B	調理	61 歳												
C	調理（平成 21 年度末で退職）	—												
効果等	食堂業務に係る職員の人件費（平成 21 年度 11,107 千円）について国費の支出の削減が期待できる。													

表3-(2)-⑦ 食堂の運営方法を国費の支出を要しない方法に移行する必要のある研修施設

(単位：円)

府省名	研修施設名	食堂の運営方法	
		委託費等を支出しているもの	直接運営しているもの
内閣府	沖縄総合事務局研修所		8,124,740
警察庁	東北管区警察学校		29,424,818
	関東管区警察学校		51,338,200
	中部管区警察学校		26,183,641
	四国管区警察学校		18,770,521
	九州管区警察学校		24,553,958
総務省	情報通信政策研究所	6,197,327	
農林水産省	関東農政局土地改良技術事務所	972,000	
	九州農政局土地改良技術事務所		2,278,865
	森林技術総合研修所	6,090,000	
国土交通省	東北地方整備局東北技術事務所		11,107,424
	北陸地方整備局北陸技術事務所	1,930,146	
	中部地方整備局中部技術事務所	2,664,536	
	四国地方整備局四国技術事務所		8,971,341
	九州地方整備局九州技術事務所	5,664,709	
	北海道開発局研修センター	3,343,975	
	海上保安大学校		24,682,694
	海上保安学校		28,468,470
	海上保安学校門司分校		11,420,032
	海上保安学校宮城分校	8,510,460	
合計		35,373,153	245,324,704
平均		4,421,644	20,443,725

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「委託費等を支出しているもの」欄には、業務請負を含んだ委託費等の額を、「直接運営しているもの」欄には非常勤職員等を含んだ人件費の額をそれぞれ記載している。

(3) 旅費の節減に係る取組の徹底

勸告	説明図表番号
<p>【背景事情等】</p> <p>研修旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律第26条第1項第2号に基づき、長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行については日額旅費を支給することとされており、同法第46条第1項に基づき、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費については、減額調整をすることができるとされている。</p> <p>また、日額旅費の減額調整については、「旅費業務の抜本的効率化について」（平成20年11月14日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）において、各府省において遅くとも平成20年度中に「旅費業務に関する標準マニュアル」（平成20年11月14日各府省等申合せ）に沿って旅費業務に係る規程類等を改正し、研修期間中、移動を伴わない日がある場合には、支給される日額旅費の額から交通費を減額調整（注）することとされている。</p> <p>（注） 研修に係る旅行の行程が8キロメートル以上16キロメートル未満又は引き続き5時間以上8時間未満の場合は、日額旅費の額から210円が減額されることとなる。</p>	<p>表3-(3)-①</p>
<p>【調査結果】</p> <p>今回、日額旅費が支給される研修を実施している11府省103研修施設の旅費節減に係る取組状況について調査した結果、①上記標準マニュアルに沿って旅費業務に係る規程類等を改正していないため減額調整を行っていないものが2府省3研修施設（2.9%）、②従来から、旅費業務に係る規程類等において、標準マニュアルに沿った内容の規定を整備しているものの、その趣旨が徹底されていないため減額調整を行っていないものが1府省13研修施設（12.6%）みられた。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、関係府省は、予算の適正な執行を図る観点から、交通費を要しない日がある場合の日額旅費の支給について、早急に減額調整を実施する必要がある。（外務省、農林水産省、国土交通省）</p>	<p>表3-(3)-②、③</p>

表3-(3)-① 旅費に関する調整規定

○ 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）〈抜粋〉

（日額旅費）

第26条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、左に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて財務大臣が指定するものとする。

一 （略）

二 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行

三 （略）

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、各庁の長が財務大臣に協議して定める。但し、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの法律で定める基準をこえることができない。

（旅費の調整）

第46条 各庁の長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情に因り又は当該旅行の性質上この法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

○ 国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針について（昭和27年4月15日付け蔵計第922号）〈抜粋〉

第26条関係

第1項 「財務大臣が指定するもの」とは、各庁の長が財務大臣に協議し日額旅費の支給の対象として定める旅行をいうものとする。

○ 旅費業務の抜本的効率化について（平成20年11月14日各府省情報化統括責任者（C10）連絡会議決定）〈抜粋〉

ITを活用した旅費業務の抜本的効率化については、別紙「旅費業務に関する標準マニュアル」（平成20年11月14日各府省等申合せ）に基づいて実施するものとし、各府省においては、遅くとも平成20年度中に、当該標準マニュアルに沿って旅費業務に係る規程類等を改正することとする。

○ 旅費業務に関する標準マニュアル（平成20年11月14日各府省等申合せ）〈抜粋〉

5. 日額旅費の取扱いについて

② 研修日額旅費に係る支給額一覧

(単位：円)

区分	支給額
日帰りの場合	
旅行が行程8キロ以上16キロ未満又は引き続き5時間以上8時間未満の場合	420
旅行が行程16キロ以上又は引き続き8時間以上の場合	620

(2) 標準的な取扱い

① 減額調整

日額旅費が支給される旅行において、公用の交通機関を利用する又は通勤手当が支給される等交通費を要しない場合(出張期間における移動の伴わない日程を含む)には、支給される日額旅費の額から、当該旅行(宿泊する場合は宿泊施設から用務先までの旅行)の距離又は所要時間に応じた「日帰りの場合」の区分に規定される額の2分の1に相当する額を控除した額を支給する。

③ 日額旅費支給日数の適用方法

宿泊する旅行については、用務地に到着した日の翌日から目的地を出発する日の前日までの日数に応じて日額旅費を支給する。

表3-3-2 日額旅費の減額調整を行っていない研修施設

府省名	規程等の整備状況	減額調整に関する規程等	減額措置を行っていない研修施設名
外務省	×	—	外務省研修所
農林水産省 (林野庁)	×	— (ただし、一般会計職員に係る規程については整備済み)	森林技術総合研修所 森林技術総合研修所林業機械化センター
国土交通省	○	国土交通省日額旅費支給規則(平成13年1月6日国土交通省訓令第66号)第15条	国土技術政策総合研究所研修センター
			国土交通大学校柏研修センター
			航空保安大学校
			航空保安大学校岩沼研修センター
			東北地方整備局東北技術事務所
			関東地方整備局関東技術事務所
			北陸地方整備局北陸技術事務所
			中部地方整備局中部技術事務所
			近畿地方整備局近畿技術事務所
			中国地方整備局中国技術事務所
			四国地方整備局四国技術事務所
			九州地方整備局九州技術事務所
			北海道開発局研修センター
計			16研修施設

(注) 1 当省の調査結果による。
2 表中の「○」は減額調整に関する規程を整備しているもの、「×」は規程の整備が行われていないものを示す。

表3-3-3 日額旅費の減額調整を行っていない研修施設における減額調整の試算

(単位：円)

府省名	研修施設名	節減可能額(試算)
外務省	外務省研修所	125,580
農林水産省 (林野庁)	森林技術総合研修所	422,520
	森林技術総合研修所林業機械化センター	48,720
国土交通省	国土技術政策総合研究所研修センター	336,420
	国土交通大学校柏研修センター	1,419,600
	航空保安大学校	629,790
	航空保安大学校岩沼研修センター	2,824,920
	東北地方整備局東北技術事務所	419,370
	関東地方整備局関東技術事務所	196,980
	北陸地方整備局北陸技術事務所	245,070
	中部地方整備局中部技術事務所	332,010
	近畿地方整備局近畿技術事務所	299,880
	中国地方整備局中国技術事務所	420,210
	四国地方整備局四国技術事務所	233,100
	九州地方整備局九州技術事務所	369,390
	北海道開発局研修センター	397,530
計		8,721,090

(注) 1 節減可能額は、研修ごとに「日額旅費対象日数×延べ受講者数×210円」を算出し、合算した。
この場合の「210円」は、日帰りで旅行が行程8キロメートル以上16キロメートル未満又は引き続き5時間以上8時間未満の場合の交通費に相当する額である。
2 2日以下の研修、他機関に対する場所貸し、国家公務員以外の受講者を除く。

(4) 研修に係る費用負担の適正化

勸告	説明図表番号
<p>【背景事情等】</p> <p>研修施設における研修の実施に当たっては、研修講師の手配、研修資料の作成、研修施設の維持管理等を行う必要があり、人件費、講師謝金、光熱水料、清掃費等として国費を支出することとなる。</p> <p>これらの国費の支出に当たっては、研修施設の設置目的、研修対象、実施内容等を基に国が費用を負担すべきか、受講者などに実費相当分の費用の負担を求めるべきかを判断することとなるが、現下の極めて厳しい財政状況を勘案すると、より厳格な判断が求められている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、12 府省 121 研修施設における受講者の受入状況について調査した結果、法令等に定められている研修施設の設置目的に合致しない者（以下「研修対象以外の受講者」という。）を受け入れているものが 4 府省 16 研修施設みられた。</p> <p>これらの研修施設について、研修対象以外の受講者からの費用の徴収状況をみると、政令に定められた月額授業料等の実費負担を求めているものが 1 府省 2 研修施設（12.5%）みられた。</p> <p>一方、①研修対象以外の受講者に対して、人件費、印刷製本費、講師謝金、宿泊施設を使用した場合の光熱水料など研修に要する一人当たりの経費を算出し、その金額を請求しているものの、請求する対象を一部の受講者に限定しているものが 1 府省 1 研修施設（6.3%）、②研修対象以外の受講者に対して実費負担を求めているいないものが 3 府省 13 研修施設（81.3%）みられた。</p> <p>研修の実施に当たって研修講師の手配や研修施設の維持管理等に支出される国費は、研修施設の設置目的を達成するために支出されるものであり、①研修対象以外の受講者に関しては、その目的の達成に寄与するものではないこと、②一部の研修施設のみならず、地方公共団体や民間企業においても、部外者を研修に受け入れる場合、実費相当分の費用を部外者から徴収していることを踏まえると、実費相当分の費用を求める必要があると考えられる。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、関係府省は、研修施設における研修の適正な実施及び予算の効率的な執行を図る観点から、研修対象以外の受講者を受け入れるに当たっては、当該受講者から受講料や宿泊費など研修に係る実費相当分の費用を徴収する必要がある。（内閣府、総務省、国土交通省）</p>	<p>表 3 - (4) - ①</p> <p>表 3 - (4) - ②</p> <p>表 3 - (4) - ③、④</p>

表3-(4)-① 研修対象以外の受講者を受け入れている研修施設における費用の徴収状況

(単位：人、円)

府省名	研修施設名	研修対象者			左記以外の者		
		研修対象者に係る根拠規程	根拠規程に規定されている者	受講者数	主な受講者	受講者数	左記以外の者からの費用の徴収状況
内閣府	沖縄総合事務局研修所	沖縄総合事務局組織規則第2条	沖縄総合事務局の職員	142	地方公共団体職員、独立行政法人職員	60	×
総務省	統計研修所	総務省組織令第131条第1項第2号	国家公務員及び地方公務員	833	独立行政法人職員、政府関係機関職員等	52	×
国土交通省	国土技術政策総合研究所研修センター	国土交通省組織令第193条第1項第3号	国土交通省の職員	521	地方公共団体職員、独立行政法人職員等	85	△ (574,980)
	航空保安大学校	国土交通省組織令第204条第1項	航空保安業務に従事する国土交通省の職員	333	空港管理会社社員	6	×
	航空保安大学校岩沼研修センター	国土交通省組織令第204条	航空保安業務に従事する国土交通省の職員	646	空港管理会社社員	5	×
	東北地方整備局東北技術事務所	地方整備局組織規則第140条、別表第4	東北地方整備局の職員	846	地方公共団体職員	38	×
	関東地方整備局関東技術事務所	地方整備局組織規則第140条、別表第4	関東地方整備局の職員	993	地方公共団体職員	93	×
	北陸地方整備局北陸技術事務所	地方整備局組織規則第140条、別表第4	北陸地方整備局の職員	545	地方公共団体職員	15	×
	中部地方整備局中部技術事務所	地方整備局組織規則第140条、別表第4	中部地方整備局の職員	715	地方公共団体職員、独立行政法人職員等	26	×
	近畿地方整備局近畿技術事務所	地方整備局組織規則第140条、別表第4	近畿地方整備局の職員	722	地方公共団体職員、独立行政法人職員等	749	×
	中国地方整備局中国技術事務所	地方整備局組織規則第140条、別表第4	中国地方整備局の職員	415	地方公共団体職員	23	×
	四国地方整備局四国技術事務所	地方整備局組織規則第140条、別表第4	四国地方整備局の職員	546	地方公共団体職員、独立行政法人職員	52	×
	九州地方整備局九州技術事務所	地方整備局組織規則第140条、別表第4	九州地方整備局の職員	1,391	地方公共団体職員、独立行政法人職員	59	×
	北海道開発局研修センター	北海道開発局組織規則第20条	北海道開発局の職員	1,663	地方公共団体職員、独立行政法人職員	59	×
防衛省	防衛大学校	防衛省設置法第15条第1項、第2項、第3項	幹部自衛官となるべき者、留学生	1,830	技術研究関係企業社員等	5	○ (2,760,000)
	防衛研究所	防衛省組織令第44条第2項、第3項	幹部自衛官その他の幹部職員、留学生等	118	安全保障関係企業社員等	16	○ (2,484,000)
4府省16研修施設(100%)		/			費用徴収をしている研修施設数及び割合(%) (○)		2(12.5%)
					一部費用徴収をしていない研修施設数及び割合(%) (△)		1(6.3%)
					費用徴収をしていない研修施設数及び割合(%) (×)		13(81.3%)

(注) 1 当省の調査結果による。
2 「左記以外の者」欄の受講者数は他府省の職員を除いている。
3 「左記以外の者からの費用の徴収状況」欄には、費用を徴収しているものには「○」印を、一部徴収をしていないものには「△」印を、徴収をしていないものには「×」印をそれぞれ記載している。
なお、()内は、年間徴収金額を示している。

表3-(4)-②

件名	受講者のうち国の職員以外の者から研修に係る経費を徴収している例
研修施設名	国土技術政策総合研究所研修センター
所在地	神奈川県横須賀市神明町1-12
設置根拠	国土交通省組織令（平成12年政令第255号）第193条
主な研修対象者	国土交通省職員
定員	2人
<p>[説明]</p> <p>国土技術政策総合研究所では、国土技術政策総合研究所研修センターにおいて、国土交通省組織令（平成12年政令第255号。以下「組織令」という。）第193条に基づき、国土交通省職員を対象とした研修を実施しているが、組織令で研修対象と規定されている以外の者（独立行政法人や地方公共団体の職員等。以下「国土交通省職員以外の者」という。）の受講も受け入れている。国の職員以外の者を受け入れた場合、受講する研修に要する一人当たりの経費を算出し、当該受講者が所属する団体等からその金額を受講料として徴収している。</p> <p>1 国土技術政策総合研究所における研修の概況</p> <p>国土技術政策総合研究所では、組織令第193条に基づき、国土交通省職員を対象に港湾及び飛行場の整備等に関する業務に関する研修を実施している。これらの研修では、国土交通省職員以外の者の受講も受け入れている。平成21年度における国の職員以外の受入者数は85人となっている。</p> <p>2 国の職員以外の者からの研修に係る経費の徴収の状況</p> <p>国の職員以外の者が国土技術政策総合研究所の研修を受講する場合、国土技術政策総合研究所では、国土交通省受託事務処理規則（平成13年国土交通省訓令第59号）第9条に基づく「国土技術政策総合研究所（港湾空港）受託事務の実費算出方法に関する細則」（平成13年4月1日国土技術政策総合研究所達第23号。表1参照）に従い、受講する研修に要する一人当たりの経費を算出し（具体的な研修に要する経費の算出例は表2のとおり。）、当該受講者が所属する団体等からその金額を受講料として徴収している（徴収に当たっては、歳入徴収官たる国土技術政策総合研究所管理調整部長が納入告知書を発出し歳入として国庫に納入している。）。平成21年度においては、85人の国の職員以外の受講者のうち、独立行政法人の職員を除く63人が所属する団体等から研修に要する経費を受講料として徴収しており（注）、徴収金額の合計は575千円となっている。</p> <p>（注）独立行政法人から実費を徴収していない理由として、国土技術政策総合研究所で実施する研修の多くにおいて、独立行政法人の職員に講師を依頼し、厚意により、謝金を支払うことなく引き受けてもらっているためとしている。</p> <p>国土技術政策総合研究所では、国の職員以外の者が研修を受講する場合に当該研修に要する経費を徴収している理由について、同研究所は国の機関であるため国の職員以外の者が受講した際には、実費相当分を負担してもらうことが適当であるとしている。</p>	

表1 国土技術政策総合研究所（港湾空港）受託事務の実費算出方法に関する細則

第1条 国土交通省受託事務処理規則第9条による経費は、次の方法により算定するものとし、単価については別に定める額とする。

1. 直接人件費（規則第9条第3号に掲げる経費）

受託事務に直接従事する職員の職員俸給をいう。

次の算式に基づき所要見込額として算出した額。この場合においては、受託契約締結時における受託事務に直接従事する職員の俸給月額とし、契約締結後昇給、昇格等によりその月額に変更があった場合においても変更しないこととする。

$(\text{職員俸給支給額（月額）} \times 12 \times \text{受託事務に従事する時間}) \div \text{勤務すべき時間（2,015時間）}$

* 受託に従事する時間は小数第2位を四捨五入し小数1位止めとする。

* 計算結果に端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てる。

2. 光熱水料（規則第9条第1号に掲げる経費）

受託事務に直接要する経費のうち、電力料、ガス料及び水道料とし、それぞれの単価に当該受託事務に要した使用料を乗じた額とする。

(1) 1kwhの電力料の単価は、次式により算定する。

$\text{年間電力総使用量について受託事務の依頼のあった日の料金率によって算定した額} \div \text{年間電力総使用量}$

(2) 1m³当たりのガス料の単価は、次式により算定する。

$\text{年間ガス総使用量について受託事務の依頼のあった日の料金率によって算定した額} \div \text{年間ガス総使用量}$

(3) 1m³当たりの水道料の単価は、次式により算定する。

$\text{年間水道総使用量について受託事務の依頼のあった日の料金率によって算定した額} \div \text{年間水道総使用量}$

ただし、各式における年間は、当該受託事務の依頼のあった日の属する年度の前年の1月から同年12月までとする。

(4) 受託研修の場合は、別に定める額とする。

3. 消耗品費（規則第9条第1号に掲げる経費）

受託事務に直接要する経費のうち、当該受託事務に使用した消耗品の額とする。

4. 印刷製本費（規則第9条第1号に掲げる経費）

受託事務に直接要する経費のうち、当該受託事務の成績表、報告書等資料の印刷製本に要した額とする。

5. 諸謝金（規則第9条第1号に掲げる経費）

受託事務に直接要する経費のうち、講師1人1時間当たりの単価に実施時間を乗じた額とする。

6. 減価償却費（規則第9条第2号に掲げる経費）

国土交通省の保管に係る船舶及び機械等の使用料のうち、当該受託事務に使用した施設等の1時間当たりの単価に使用時間数を乗じた額とする。

減価償却は、定額法によるものとする。

償却費 = $(\text{基礎原価} - \text{残存価格}) \div (\text{耐用年数} \times \text{年間使用時間数}) \times \text{延使用時間数}$

(1) 基礎原価は、取得原価を「国有財産台帳の価格改定に関する評価要領」による時価の倍率表により時価に換算したものとする。

(2) 耐用年数、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（財務省令第34号）」における有形固定資産の耐用年数によるものとする。

(3) 残存価格は、基礎原価の10%とする。

(4) 受託研修の場合は別に定める額とする。

7. 講師旅費（規則第9条第4号に掲げる経費）
職員旅費及び日額旅費をいう。
国家公務員等の旅費に関する法令（訓令を含む。）に基づき算出した額とする。
8. 間接人件費（規則第9条第5号に掲げる経費）
受託事務に直接従事する職員の諸手当及び受託事務に間接的に従事する職員の人件費をいう。
次の算式に基づき算出した額とする。
間接人件費＝直接人件費×155%
9. 間接庁費（規則第9条第6号に掲げる経費）
直接人件費、講師旅費、間接人件費を除いた上記全ての合計に3%を乗じて算出した額とする。
10. 消費税相当額（規則第9条第7号に掲げる経費）
講師旅費を除く上記全ての合計に5%を乗じて得た額に講師旅費の消費税相当額を加算した額とする。
11. その他（規則第9条第8号に掲げる経費）
当該受託事務を実施するために直接必要な経費で第1号から第8号に含まれないものをいう。

表2 経費の徴収例（3泊4日：19人の研修） （単位：円）

項目	積算額	積算式
直接人件費	621	11,807÷19人
光熱水料	6,063	900円（一律）×4日＋宿舎加算821円×3泊
消耗品費	10,632	202,000÷19人
印刷製本費	—	—
諸謝金	—	—
通信運搬費	154	封書77円×2回
減価償却費	678	24円（一律）×4日＋宿舎加算194円×3泊
講師旅費	—	—
間接人件費	963	621.42円×1.55
間接庁費	526	光熱水料、消耗品費、通信運搬費、減価償却費の合計×0.03
消費税	982	上記すべての合計×0.05
合計	20,619	

（注）国土技術政策総合研究所の資料を基に当省が作成した。

効果	年間85人（平成21年度）の国の職員以外の受講者を受け入れており、独立行政法人の職員を除く63人が所属する団体等から、研修に要する経費に相当するものとして575千円を徴収している。
----	--

表3-4-③

件名	地方公共団体及び民間企業において、外部の受講者を受け入れている例
[事例1] A自治体研修所の例	<p>A自治体研修所は、A自治体に所属している職員の研修を実施する機関であるが、研修の定員に余裕がある場合に、A自治体の職員以外の者を受け入れている。その際、研修に要する経費を研修ごとに設定し、受益者負担としてA自治体の職員以外の者から徴収している。</p> <p>研修に要する経費は、選択制（区ごとが受講する研修を選択する制度）の導入に伴い、A自治体の負担額を具体化するために、固定費（管理部門の職員人件費、施設維持管理経費等）と按分費（事業部門の職員人件費、研修事業経費等を参加者数割）の和により算出しており、これをA自治体の職員以外の者からも徴収している。</p> <p>実際に地方公社、事業団などから12人が受講し、46千円の徴収実績（平成20年度）がある。</p>
[事例2] B株式会社の例	<p>社外からの要望により受講者を受け入れている。その際、社外の受講者から研修に要する経費を受益者負担として徴収している。</p> <p>研修に要する経費は、人件費、研修材料費、施設維持管理経費（減価償却費を含む）などの和を実費相当分として算出している。</p>

表3-4-④ 研修対象以外の受講者に対して費用負担を求めている研修施設における研修に係る費用

(単位：千円、人)

府省名	研修施設名	研修に係る費用(A)	延べ受講者数(B)	研修に係る一人一日当たりの費用(A)/(B)	
内閣府	沖縄総合事務局研修所	39,865	766	52.043	
総務省	統計研修所	189,436	5,106	37.101	
国土交通省	国土技術政策総合研究所研修センター	23,942	2,210	10.833	
	航空保安大学校	998,049	40,115	24.880	
	航空保安大学校岩沼研修センター	1,042,351	14,830	70.287	
	東北地方整備局東北技術事務所	33,185	3,896	8.518	
	関東地方整備局関東技術事務所	15,877	3,177	4.997	
	北陸地方整備局北陸技術事務所	15,683	2,322	6.754	
	中部地方整備局中部技術事務所	15,857	3,060	5.182	
	近畿地方整備局近畿技術事務所	24,395	3,594	6.788	
	中国地方整備局中国技術事務所	23,233	2,992	7.765	
	四国地方整備局四国技術事務所	34,056	2,332	14.604	
	九州地方整備局九州技術事務所	38,125	4,702	8.108	
	北海道開発局研修センター	119,986	8,128	14.762	
				一人一日当たりの平均額	19.473

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「研修に係る費用」については、研修施設全体に係る費用（「施設の維持・管理に要した費用」、「人件費」、「旅費」、「諸謝金」及び「研修施設の取得額等を耐用年数(47年)で除したもの」等）である。